

## 第 1415 回（2 月 14 日）

### 農協の金融自由化対応

両角和夫，茂野隆一

清水純一，小野智昭

#### 1. はじめに

金融自由化とは、一口でいえば、従来から見られる金融の諸規制を緩和ないし撤廃することであるが、その目指すところは言うまでもなく、金融市場を今日のわが国経済の実状に合わせてより効率的なものにすることにある。しかし、それは同時に、競争の帰結としての金融市場の再編成を期待するものであることから、金融機関にとっては厳しい対応を迫られるものとなった。

ここに取り上げる農協も、金融機関の一員としてこうした変化の影響を受けることになった。しかも、農協の場合には、後に述べるような農協特有の事情によって、金融機関のなかでは特に厳しい経営環境となることが予想される。農協の金融自由化対応がとくに問題にされるゆえんもここにある。

とすれば、農協はこうした環境の中でいまだどのような対応を迫られ、また、どのような問題を抱えているのであろうか。我々は一昨年と昨年、西から東にかけて比較的規模の大きな、またその地方では先進的な信用事業展開が見られるといわれる、都市的な農協 9 つについて調査をおこなった。これらの調査だけでは、問題の端緒を掴むのにすら十分なものではない。事態はいま進行中であり、今後とも調査を続ける必要がある。したがって、ここでは、その中間報告ではあるが、こうした問題に関する議論の素材を提供したい。

#### 2. 薄らぐ農協金融の独自性と競争の激化

先に農協の金融自由化対応は、その特有の事情によって特に厳しいことが予想されると述べたが、その点から述べることにしたい。おおよそ次の 2 点を挙げるができる。

第 1 は、金融自由化の過程が、金融市場に

おいて農協金融の独自性が徐々に薄れ行く時期と重なったことである。つまり、農協金融が一般金融市場との連関を強めつつある時期、更に言えば、他の民間金融機関との競争を強めざるを得なくなった時期に、それを加速するものとしての金融自由化に遭遇することになったことである。すなわち、高度成長の時期までは、農協金融は金融市場において独自の領域を形成していた。しかし、今日、農協は、兼業化の進展や農家の農協への帰属意識の変化あるいはわが国経済構造の変化の影響を受けて農業および農家以外との取引を拡大してきたのであり、その反面で一般金融市場との関連を深めてきたのである。

第 2 は、昭和 40 年代後半から 50 年代半ばにかけての経済基調の変化の過程で、農協が従来享受していた、わが国特有の金融体制、いわゆる間接金融体制の中での棲みわけの利益が失われ、かつ従来共存関係にあった都銀等との厳しい競争に巻き込まれることになったことである。周知のように、低成長下に移行すると共に資金需要が停滞し、カネ余りの現象が生じる中で金融機関の競争は激化した。その中で、農協の貸出しは伸びず貯貸率はひとり大幅に低下し、経営収支も悪化の傾向にある。

#### 3. 先進事例にみる都市農協の対応

ここでは、我々が調査した農協のうち比較的タイプがはっきりしているもの 4 つを取り上げ、その対応と問題を見ることにしたい。取り上げたのは、西から山陽地方の A 市農協、東海地方の B 農協、首都圏の C 市農協および東北地方の D 市農協である。簡単にこれらの対応の方針の特徴を述べると次のようである。

A 市農協は、可能な限りの脱「農協」化、いわば一般金融機関化を目指すこととし、そのため CI の導入などを行っている。B 農協は、農協が本来もつ総合性を最大限に発揮し「農協らしさ」を追求している。そのため、准組

合員を大幅に拡大し地域の金融機関化を目指すことにしている。C市農協は積極的に他の金融機関に対抗するというより、正組合員との取引に特化し、それらの不動産管理をメインに据えた事業展開を志向している。そして、D市農協は、農業地帯にあるということもあってやや遅ればせながら本格的な対応を開始した。例えば家計のメイン化、准組合員の拡大など都市的な農協では既に多くみられる対策が採られている。しかし、農家の負債問題が重くのしかかっており、その点ではより厳しい対応が迫られることになった。この農協の農家負債対応の問題と金融自由化対応の問題は、いずれも昭和40年代後半から50年代半ばまでにかけての農業、農家をめぐる資金循環構造の変化に起因するものである。

#### 4. 金融自由化対応の問題点

最後に、こうした対応の過程で多少なりともはっきりしてきた問題についてコメントしておきたい。

その第1は、自由化対応の中心的な手段として取り入れている貸出金利弾力化と、組合員の平等原則との調整あるいは相克の問題である。弾力化の措置はA市、BおよびD市農協でとられているが、協同組合原則との関連で、必ずしも十分に行われ、かつ効果をあげているとは見られない。しかも、多くの農協ではその実施すらまだまだ難しい状況にある。

第2は、農協の融資体制、あるいは信用事業体制がはたして銀行等に対抗できるのかという問題である。A市農協は、4つの農協の中ではもっとも規模が大きく、金融機関的な対応という点では他にぬきん出ている。しかし、それでも地域内の地銀や信金等に比べると金利の引き下げ能力や、人材確保などの面で金融機関としてはまだまだ劣る点が見られる。また、B農協のように農協のもつ「総合性」によって金融機関としての劣性をカバーしようとしても、それが果たしてどの程度有

効なものなのかは、未だ予断を許さない。いずれにせよ、農協は金融機関としての実力は余りに弱い。

#### 5. おわりに

当初に述べたように金融自由化の目指すところは、より効率的な金融市場の構築にある。農協の信用事業はこうした状況の中で、いかに自らの存在価値を確保できるのか。また、いかにすればさらに発展できるのか問われている。わが国の金融自由化はいよいよ本格化してきた。今は、そのための基本的な議論を開始すべき時と思われる。

（詳しくは、農協研究会『転換を迫られる農協信用事業——都市農協の金融自由化対応の実態——』（農業総合研究所、平成元年3月）を参照されたい）（文責・両角和夫）